本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

**株式譲渡契約書**

令和●年●月●日

株 式 譲 渡 契 約 書

●●（以下「**売主**」という。）及び●●（以下「**買主**」という。）は、売主が保有する●●株式会社（以下「**対象会社**」という。）の株式の譲渡に関し、次のとおり株式譲渡契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

1. **（定義）**
2. 本契約において、以下の用語は、次の意味を有する。
   1. 「**クロージング**」とは、第4条第1項に定める意味を有する。
   2. 「**クロージング日**」とは、第4条第1項に定める意味を有する。
   3. 「**法令等**」とは、法律、命令、規則、条例、条約、指針、通知、通達、事務ガイドライン、金融商品取引所規則、自主規制団体による自主規制その他これらに準じるもの（外国においてこれらに相当するものを含む。）を意味する。
   4. 「**本件株式**」とは、対象会社発行済株式の総数である普通株式合計●●株を意味する。
   5. 「**本件譲渡対象株式**」とは、対象会社の発行済普通株式のうち売主が保有する全ての株を意味する。
   6. 「**本件株式譲渡**」とは、本契約に基づく売主と買主との間の本件譲渡対象株式の譲渡を意味する。
   7. 「**本件譲渡価額**」とは、本件譲渡対象株式の譲渡価額として第3条で定める金額を意味する。
   8. 「**本件組織再編**」とは、別紙●に定めるところに従って、本件株式譲渡の実行後に行われる、買主と対象会社の全部又は一部との間の組織再編を意味する。
3. 本契約の各条項の見出しの内容及び規定順序は、本契約の当事者の参照のために便宜的に設けられたものであり、本契約の解釈にいかなる影響も及ぼすものではない。
4. **（本件株式譲渡）**

売主は、買主に対し、本契約の規定に従い、本件譲渡対象株式を譲り渡し、買主はこれを譲り受ける。

1. **（本件譲渡価額）**

本件譲渡対象株式の譲渡価額は●万円とする。

1. **（クロージング）**
2. 本件株式譲渡の実行は、令和●年●月●日又は売主及び買主が別途合意した日（以下「クロージング日」という。）に、売主及び買主が別途合意する場所において、次項に定める方法に従い行う（以下「クロージング」という。）。
3. 買主は、本契約の規定に従い、次条に定めるクロージングの前提条件を充足していること又は充足されていない事由の全てを買主が放棄していることを条件として、売主から本件譲渡対象株式の株主名簿上の名義を売主から買主に書き換えるために必要な書類の交付及び本件譲渡対象株式の譲渡と引き換えに、売主に対し、本件譲渡価額の全額について、売主が別途指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。

3. 売主は、本契約の規定に従い、次条に定めるクロージングの前提条件を充足していること又は充足されていない事由の全てを売主が放棄していることを条件として、買主から本件譲渡価額の全額の支払いを受けることと引換えに、買主に対して、本件譲渡対象株式の株主名簿上の名義を売主から買主に書き換えるために必要な書類を引き渡して、本件譲渡対象株式を譲渡する。

1. **（クロージングの前提条件）**
2. 本契約に定めるクロージングにおける買主の義務の履行は、クロージングまでに本項各号の条件が全て成就していることを前提とする。但し、買主は、その裁量により以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができるものとし、買主がいずれかの条件を放棄した場合であっても、売主は当該条件の不充足に伴う責任を免れないものとする。
3. 次条第1項に定める売主による表明及び保証が、本契約締結日及びクロージング日において、すべて真実かつ正確であること。
4. 売主が本契約に基づきクロージングまでに履行すべき義務を履行し、又は遵守すべき義務に違反していないこと。
5. 対象会社のいずれかの事業、財政状態、経営成績若しくはそれらの見通しに重大な悪影響を及ぼす合理的な可能性のある事由が発生していないこと。
6. 対象会社の取締役会が本件株式譲渡を承認していること。
7. 買主が売主又は対象会社から以下の各書類を受領していること。
8. 売主の印鑑登録証明書及び登記されていないことの証明書
9. 別紙●「前売主一覧表」に記載の者が売主に対して対象会社の株式を譲渡したことを証する書面（当該書面には実印を用いるものとする）、及び、同一覧表に記載の者のうち、以下に規定する者の印鑑登録証明書及び個人の場合には登記されていない事の証明書

記

　　　　　　●●

　　　　　　●●

1. 株券不発行会社への定款変更を決議した対象会社の株主総会議事録の写し、及び、株券不発行会社への定款変更に関する変更登記後の対象会社の履歴事項全部証明書
2. 前各号のほか、買主が合理的に必要と判断し、クロージング日までに売主に要求した対象会社の定款の変更について決議した対象会社の株主総会議事録の写し
3. その他買主が合理的に必要と判断し、クロージング日までに対象会社又は売主に要求したその他の書面
4. 本契約に定めるクロージングにおける売主の義務の履行は、クロージングまでに本項各号の条件が全て成就していることを前提とする。但し、売主は、その裁量により以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができるものとし、買主がいずれかの条件を放棄した場合であっても、買主は当該条件の不充足に伴う責任を免れないものとする。
5. 次条第2項に定める買主による表明及び保証が、本契約締結日及びクロージング日において、すべて真実かつ正確であること。
6. 買主が本契約に基づきクロージングまでに履行すべき義務を履行し、又は遵守すべき義務に違反していないこと。
7. **（表明及び保証）**
8. 売主は、本契約締結日、クロージング日において（但し、特に時点が定められている場合にはその時点において）、買主に対し、別紙●記載の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。
9. 買主は、本契約締結日、クロージング日において（但し、特に時点が定められている場合にはその時点において）、売主に対し、別紙●記載の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。
10. 本条における表明及び保証の対象事項に関する買主又はそのアドバイザーが対象会社に行った事業、法務、会計、税務その他の分野に関する調査（デューデリジェンス）及びそれに基づく買主又はそのアドバイザーの認識は、かかる表明及び保証の効力に一切影響を及ぼさない。
11. **（売主の誓約事項）**
12. 売主は、本契約締結後、クロージングまでの間において、以下の各号に定める義務を負う。
13. 前条第1項の表明及び保証に違反する事実が生じた場合若しくはそのおそれが生じた場合、又は、第5条に定めるクロージングの前提条件が充足しないことが判明した場合若しくはそのおそれが生じた場合、直ちにその旨及び当該事実の詳細を買主に対して通知する。
14. 売主は、本契約締結日からクロージングまでの間、善良な管理者の注意をもって、対象会社をして本契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ通常の業務の範囲において、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
15. 対象会社の取締役会をして、本件株式譲渡にかかる譲渡承認決議を行わせること。
16. ●●氏と買主の間、及び●●氏と買主との間で、クロージング日を契約期間の始期として買主が満足する内容の経営委任契約を締結すること。
17. 売主及び対象会社の取締役である●●氏がクロージング日付けで対象会社の取締役を辞任する旨の辞任届、並びに、対象会社の取締役である●●氏が●月●日付けで対象会社の取締役を辞任する旨の辞任届を買主に対して提出すること。
18. 対象会社の別紙●に定める契約の各相手方から、本件株式譲渡のクロージング後も当該契約を従前どおりの条件で継続させることについて書面によって承諾させるべく、対象会社をして合理的な努力をさせるものとする。
19. 別紙●に記載の契約について、対象会社をして、当該契約の相手方に対し、当該契約の定めに従って本件株式譲渡について必要となる通知を行わせるものとする。
20. 買主以外の第三者に対し、本件譲渡対象株式を譲渡し、又は、本件譲渡対象株式にいかなる担保権、請求権、オプション、担保類似の権利その他の負担を設定してはならない。
21. 第5条第1項に規定する売主によるクロージングの前提条件が充足されるよう買主に対し協力すること。

買主の求めに応じて、本件株式譲渡にとって必要な情報提供その他の措置を対象会社の通常の業務に支障を生じさせない合理的時間及び範囲において講じるものとする。

1. 対象会社において、株券不発行会社に移行するために会社法上、必要となる手続を適法かつ有効に行うこと（定款変更決議、周知手続、登記等を含むがそれに限られない）。
2. 本契約に別段の定めのない限り（本契約において別途明示的に予定されている行為を除き）、買主の事前の承諾なく、対象会社をして次の行為をさせない。
   1. 本件株式以外の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式に転換又は株式を取得する権利の発行又は付与
   2. 定款、取締役会規程その他の重要な社内規定の制定、変更または廃止、役員の選解任、解散、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の全部又は一部の譲渡・譲受けその他の対象会社の基礎的組織・社内組織の変更
   3. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停又はこれらに類似する倒産関連手続開始の申立て
   4. 剰余金の配当その他の処分
   5. 資本金の額又は準備金の額の増加又は減少
   6. 事業計画又は予算の決定又は変更
   7. 新規事業の開始、既存事業の縮小、撤退又は重要な変更
   8. 事業所、支店又は店舗の開設又は廃止
   9. 会計方針の変更
   10. １件当たりの金額が●円以上の資産の取得、売却、賃貸、賃借、他の設定その他の処分又は設備投資
   11. １件当たりの金額が●円以上の貸付け、出資又は寄付
   12. 資本提携又は業務提携
   13. 賃貸借契約の中途解約、再契約、更新又は不更新
   14. 自己株式の買受けその他の一切の取得
   15. その他重要な契約の解除又は不更新
   16. その他対象会社の財産状態又は損益状況に重大な影響を及ぼす行為
3. 売主は、クロージング以降、前項の義務のほか、以下の義務を負う。
4. 第15条第1項（1）に定める反社会的勢力と関係を持たない。
5. 本契約締結以降の対象会社の業務運営全般（対象会社を賃借人とする賃貸借契約の継続を含むが、これに限られない。）が円滑に行われるよう最大限の協力をする。
6. クロージング日から●年間を経過するまでの間、対象会社がクロージング日において行っている事業と同一又は類似の事業を行ってはならない。
7. クロージング日から●年間を経過するまでの間、対象会社の役員又は従業員を勧誘し、対象会社からの退職を促してはならない。
8. 売主は、クロージングまでに行われた対象会社の株式の移転に関し、株券の不交付その他一切の法的瑕疵の主張を放棄する。
9. **（買主の誓約事項）**
10. 買主は、本契約締結後、クロージングまでの間において、第6条第2項の表明及び保証に違反する事実が生じた場合又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨及び当該事実の詳細を売主に対して通知する。
11. 買主は、クロージング後、以下の義務を負う。
12. 対象会社をして、対象会社の取締役に対して別紙●の通りに役員退職慰労金合計●円を支払わせるものとする。
13. 第1号の役員退職慰労金の原資として、対象会社に対し、●円を貸し付けるものとする。

1. **（損害賠償等）**
2. 売主は、買主が本契約に基づく売主の義務の違反に起因して損害を被った場合、又は買主が売主の責に帰すべき事由の有無にかかわらず第6条第1項に定める売主の表明及び保証が真実若しくは正確でなかったことに起因して損害を被った場合には、かかる損害を連帯して賠償又は補償する。
3. 買主は、売主が本契約に基づく買主の義務の違反に起因して損害を被った場合、又は売主が買主の責に帰すべき事由の有無にかかわらず第6条第2項に定める買主の表明及び保証が真実若しくは正確でなかったことに起因して損害を被った場合には、かかる損害を賠償又は補償する。
4. 第1項又は第2項に基づく賠償（補償）請求における賠償額の総額は、いかなる場合であってもそれぞれ●●円を超えないものとする。
5. 第1項又は第2項に基づく賠償（補償）請求については、それぞれ、一つの事由に基づく違反により生じた損害が●円を超過するものの合計額が●円を超過した場合のみ賠償義務が発生するものとする。ただし、賠償義務が発生する場合には、発生した損害全てをその対象とする。
6. 第1項又は第2項に基づく賠償（補償）請求については、賠償を請求する当事者が、クロージング日から2年が経過するまでに、違反した当事者に対して、賠償請求事由を具体的に記載した書面による通知を行った場合に限り認められる。
7. 前各項の定めにかかわらず、売主は、買主が、第三者（対象会社が保有する自己株式に関して、当該株式を譲渡した者も含むがこれに限らない）から、対象会社の株式を保有し又は担保権その他の権利若しくは利害関係を有しているとの主張を受けることによって、何らかの経済的負担を負い、又はそのおそれが生じた場合には、自己の費用と責任をもって紛争を処理するとともに、買主に対して、買主が負い又は負うおそれのある経済的負担の全額を直ちに一括で賠償又は補償するものとする。
8. **（解除）**
9. 売主及び買主は、以下の各号のいずれかが生じた場合には、クロージングが完了していない場合に限り、本契約を解除することができる。
10. 相手方に本契約に定める表明及び保証、義務又は約束に違反があった場合、相当期間を定めて催告し、相手方が当該期間内にこれを是正しないとき
11. クロージングが令和●年●月●日（同日を含む）までに行われない場合（但し、自らの責めに帰すべき事由による場合を除く）
12. 前項に基づく解除は、売主又は買主の前条に基づく損害賠償責任に何ら影響を及ぼさない。
13. 本契約の解除後においても、前条（損害賠償等）、本条（解除）、次条（機密保持及び公表）及び第18条（準拠法及び管轄裁判所）は引き続き効力を有する。
14. **（機密保持及び公表）**

本契約の当事者は、本契約締結日から2年間、本契約の存在及び内容並びに本契約の交渉、締結及び履行の過程において当事者間で既に開示され、今後開示される一切の情報（以下「**機密情報**」という。）につき、株主（株主が組合である場合には、その組合員）、役員及び従業員、並びにこれらの者又は各当事者の選任する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに開示する場合、又は関連法令若しくは金融商品取引所の開示規則に基づき提出、開示を要求される場合を除き、相手方の書面による事前の同意を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の目的以外のために使用してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報は機密情報から除外される。

1. 本契約の締結時点で既に公知である情報若しくは当該当事者が受領した時点で公知であった情報又は本契約締結日以降当該情報を保有する当事者の責めによることなく公知となった情報
2. 受領した時点で、当該情報を受領した当事者が既に正当に保有していた情報
3. 当事者が別途正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
4. 当事者が機密情報によらずに独自に開発した情報
5. **（譲渡の禁止）**

本契約の当事者は、相手方の書面による承諾がない限り、本契約に基づく当事者の地位並びにこれに基づく権利及び義務を譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

1. **（契約費用の負担）**

本契約の締結のために要した費用（弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等に支払う報酬・費用を含む。）及び本契約上の義務の履行に関し本契約の当事者が負担する費用は、本契約の当事者が別途合意する場合を除き、各自が負担する。

1. **（変更・修正）**

本契約は、売主及び買主の書面による合意によってのみ変更又は修正することができる。

**第15条 （反社会的勢力の排除）**

1.　本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自己、自己の親会社及び自己の子会社（以下、本条において「**当事者ら**」という。）、当事者らの役員（取締役、執行役、理事、監査役、監事等をいい、相談役、会長その他、名称を問わず、経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）、並びに当事者らの取引先が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「**反社会的勢力**」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(2) 当事者ら、並びに当事者らの役員及び取引先が、反社会的勢力と次の関係を有しておらず、かつ将来にわたって有しないこと

　　 ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

　 イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(4) 当事者ら、並びに当事者らの役員及び取引先が、自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

　 ア 暴力的な要求行為

　 イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

　 ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　 エ　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

　 オ　その他前各号に準ずる行為

2.　本契約の当事者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、第10条の定めにかかわらず、何らの催告を要せずして、かつクロージング日以降であっても、本契約を解除することができる。

(1) 前項の1号及び2号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 前項の3号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

(3)　前項の4号の確約に反した行為をした場合

3.　前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。

4.　第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

**第16条 （完全合意）**

本契約は、本件株式譲渡に関する本契約の当事者間における完全な合意であり、本契約の締結前に本契約の当事者間において本件株式譲渡に関してなされた合意、書面又は口頭による意思表示等は、本契約の締結をもって失効する。但し、本件株式譲渡に関し売主、●●の間で締結された株式譲渡予約契約書は除く。

**第17条 （協議条項）**

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、本契約の当事者が誠実に協議の上これを決する。

**第18条 （準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**別紙●（本件株式及び本件譲渡対象株式）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象会社名 | 発行可能  株式総数 | 株主名 | 保有株式数  ●/●末時点 | 保有株式数  クロージング日時点 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**別紙●（本件組織再編の概要）**

クロージング後、買主と対象会社の全部又は一部との間で行うことが予定されている合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式譲渡又は事業譲渡その他の組織再編行為をいう。

**別紙●（売主の表明及び保証）**

1. 売主に関する事項
2. （売主の権利能力及び行為能力）

売主は、日本に居住する個人であり、売主について後見開始、補佐開始及び補助開始の審判はいずれも開始されておらず、売主は、本契約を締結し、履行するために必要な行為能力を含めて、成年として完全な権利能力及び行為能力を有している。

1. （本件譲渡対象株式の権利者）

売主は、本件譲渡対象株式につき、適切に対象会社から発行され、又は前所有者から有効に譲渡を受けて取得しており、対象会社の正当な株主であり、本件譲渡対象株式を適切に売却処分する権利を有している。

1. （本契約の有効性及び執行可能性等）

本契約は、売主の適法、有効、かつ法的拘束力を有する執行可能な義務を構成する。売主は、本件株式譲渡について、許認可の取得又は届出を行うことは要求されていない。

1. （違反の不存在）

売主による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、（i）売主を当事者とし、若しくはその資産を拘束する契約に違反せず、(ii)いかなる法令等にも違反せず、(ⅲ)必要な裁判所及び政府機関の一切の許認可、承認等が取得されており、かつ(ⅳ)売主に対する、又はこれを拘束する判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。

1. （売主の状態）

売主は、破産手続開始、民事再生手続開始その他類似の倒産手続開始の申立をしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立もされていない。また、売主は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

1. （売主の意図）

売主は、本契約の締結及び本契約上の義務の履行により売主の債権者を害する意図その他の不当又は不法な意図を有していない。

1. （暴力団等に該当する関係者等の不存在）

売主は、暴力団等ではなく、また、これらの反社会的勢力との間で関わりを有していない。

1. 対象会社に関する事項
2. （対象会社の設立及び資格）

対象会社は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有しており、また、当該事業を遂行するために必要な政府の許認可その他の法律上の資格を適法に有している。

1. （組織再編行為の有効性）

対象会社が過去に行った組織再編行為は、法令に従って適法かつ有効になされたものである。

1. （対象会社の発行可能株式総数及び発行済株式総数）

対象会社の発行可能株式総数は別紙●記載のとおりであり、対象会社の発行済株式はすべて有効に発行されたもので、本件株式は、対象会社の発行済株式の全てである。また、対象会社の発行済株式は、自己株式を除き、本件譲渡対象株式以外には存在しない。対象会社は、いかなる者との間でも、対象会社の株式並びに新株引受権、新株予約権及び新株予約権付社債その他の対象会社の株式を新たに取得できる権利（以下総称して「**潜在株式**」という。）の発行若しくは付与又はこれらの決議を行っておらず、対象会社の株式及び潜在株式を将来発行又は付与する旨の約束をしていない。

1. （本件株式の保有権）

●●年●月末日時点における対象会社の株主は、売主のみであり、同日時点における各々の保有株式数は別紙●記載のとおりである。また、クロージング日前日における対象会社の株主は、売主のみであり、同日時点における各々の保有株式数は別紙●記載のとおりである。売主はその保有する対象会社の株式について完全な権利者であり、クロージング日前日において他に本件株式についていかなる権利を主張する者も存在しない。本件株式には、対象会社の定款に基づく譲渡制限以外には、担保権、譲渡の禁止、その他いかなる制限又は負担もついていない。

1. （対象会社の定款及び株主名簿）

買主に開示された定款は、対象会社の定款の真正かつ正確な写しである。

1. （対象会社の取締役）

対象会社の取締役は●の●名であり、代表取締役は●である。

1. （財務諸表）

買主に提出された対象会社の●●年●月末日現在の貸借対照表並びに同日に終了した事業年度に係る損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「**本件財務諸表**」という。）は、すべての重要な点において適正であり、日本において一般に公正妥当と承認されている会計原則及び会計基準に従って作成されており、また、同日現在の対象会社の財務状況及び該当期間中の業績を適正に表示している。対象会社には、下記を除き、本件財務諸表に記載されていない偶発債務、簿外債務等は一切存在しない。本件財務諸表記載の日付以降、通常の事業活動に伴う変更を除き、対象会社の財務状況に重大な変更は生じていない。

記

①　簿外資産負債（現時点で判明しているものは以下のとおりであるが、今後、別途新たに判明し、又は金額が変動する可能性がある）。

1. （資産）

対象会社は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有しており、かかる資産上には対象会社又は対象会社以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しない。

1. （知的財産権）

対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要なすべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「**知的財産権**」という。）について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともなく、また、今後そのおそれもない。また、売主の知り得る限り、第三者が対象会社の知的財産権を侵害している事実もない。

1. （負債）

対象会社は、保証契約、保証予約、経営指導念書、損失補填契約、損害担保契約その他第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではない。対象会社は、本件財務諸表記載の日付以降、その通常の事業を遂行する上で発生した債務以外に一切の債務を負担していない。

1. （重要な契約）

対象会社が締結する重要な契約はすべて有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成する。すべての重要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しない。すべての重要な契約について、本件株式譲渡又は本件組織再編の実行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しない。すべての重要な契約について、対象会社に債務不履行の事実はなく、また、売主の知り得る限り、今後債務不履行が発生するおそれもない。すべての重要な契約について、債務不履行の事実又はその発生のおそれの有無にかかわらず、本件株式譲渡又は本件組織再編の実行に伴って解約されるおそれはない。

(12)（労働関係）

対象会社は、法令等に従い、その従業員の労働時間を適法に管理し、支払義務を負っているすべての賃金（時間外労働に係る賃金支払債務を含むがこれに限らない）を支払っている。対象会社には、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しない。対象会社は、対象会社において社内年金制度を有しておらず、適用のあるすべての労働関係の法令等を遵守しており、また、売主の知り得る限り、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険を含む社会保険及び労働保険に関する義務を適法に履行している。対象会社には労働組合は存在しない。

(13)（税務関係）

対象会社は、すべての地域において所管の税務当局に対して適時に必要なすべての税務申告書を提出しており、かかる申告書はすべての点において真実、正確かつ完全なものである。対象会社が徴収義務又は支払義務を負う税金、年金保険料、社会保険料その他の公租公課は、そのすべてが適法に徴収され、適時に全額支払われ、又は本件財務諸表に含まれる貸借対照表中に適切に記載されている。対象会社に重加算税は課されておらず、また、売主の知り得る限り、課されるおそれもない。

(14)（法令等の遵守）

対象会社は、現在及びその事業を遂行してきた過去のすべての時点において、(i)適用ある法令等を遵守しており、かつ、(ii)適用ある法令等の違反についての通知、指摘を監督官庁等から受領しておらず、かつ売主の知り得る限り、そのおそれもない。

(15)（訴訟等）

対象会社を当事者とする又はその資産を対象とする訴訟、仲裁その他の司法上若しくは行政上の手続、又は政府若しくは行政機関の調査は係属しておらず、かつ売主の知り得る限り、提起されるおそれもない。過去における対象会社を当事者とする又はその資産を対象とする判決、仲裁判断その他の司法上又は行政上の判断、裁定、命令等で対象会社の財産又は事業運営に、現在又は将来重大な影響を及ぼすものは存在しない。

(16)（反社会的勢力に該当する関係者の不存在等）

ア　対象会社、対象会社の役員（取締役、執行役、理事、監査役、監事等をいい、相談役、会長その他、名称を問わず、経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）、並びに対象会社の取引先は、反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。

イ　対象会社、並びに対象会社の役員及び取引先は、反社会的勢力と次の関係を有しておらず、かつ将来にわたって有しない。

（ア）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ　対象会社、並びに対象会社の役員及び取引先は、自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしない。

（ア）暴力的な要求行為

（イ）法的な責任を超えた不当な要求行為

（ウ）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（エ）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（オ）その他前各号に準ずる行為

(17)（賃借不動産）

　 対象会社がその事業に関して賃借している不動産（以下「本賃借不動産」という）に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という）は、いずれも賃貸人及び対象会社によって適法かつ有効に締結され、履行されており、対象会社は、本賃借不動産につき、その所有者、担保権者その他の第三者に対抗し得る適法かつ有効な賃借権原を有する。売主による本契約の締結及び履行は、本賃貸借契約に係る対象会社の債務不履行事由等に該当せず、そのおそれもない。対象会社は、本賃貸借契約に定める敷金を差し入れており、本賃貸借契約が終了した場合には対象会社が本賃借不動産を明け渡したときには当該敷金の返還請求権は有効に発生し、当該敷金の返還請求権にはいかなる担保権等も存在せず、当該敷金の返還請求権に関して本賃貸借契約の貸主との紛争は存在しない。

(18)（適切な開示）

売主は、買主に対し、対象会社に関する全ての重要な情報並びに買主及びそのアドバイザーの要求に関する情報で売主又は対象会社が認識又は保有しているものを全て開示している。かかる開示された情報以外に、対象会社に重大な悪影響を及ぼし、又はそのおそれのある事実は存在しない。本件譲渡対象株式の売買に関連する売主と買主との間の交渉の過程において、売主又は対象会社が開示又は提供した情報には、重要な点において誤りがなく、真実かつ正確なものであり、また、重要な誤解を生じさせ得る内容が含まれておらず、重要な誤解を与え得るような事実の省略もない。

(19)（対象会社の状態）

対象会社は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立をしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立もされていない。対象会社は、第三者による仮差押え等の保全処分、差押え等の強制執行、又は国税等の滞納処分も受けておらず、かつ、その申立もされていない。対象会社は、支払不能又は支払停止の状態にない。

**別紙●（買主の表明及び保証）**

1. （買主の設立及び資格）

買主は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

1. （買主の能力）

買主は、本契約の締結及び本契約上の義務の履行に関し、会社法その他の法令等、買主の定款、取締役会規則その他の社内規則に従った必要な手続をすべて履践している。

1. （本契約の有効性及び執行可能性）

本契約は、買主の適法、有効、かつ法的拘束力を有する執行可能な義務を構成する。

1. （違反の不存在）

買主による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、（i）買主の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、（ii）買主を当事者とし、若しくはその資産を拘束する契約に違反せず、(iii)いかなる法令等にも違反せず、(ⅳ)必要な裁判所及び政府機関の一切の許認可、承認等が取得されており、かつ(ⅴ)買主に対する、又はこれを拘束する判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。

1. （買主の状態）

買主は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立をしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立もされていない。また、買主は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

1. （買主の意図）

買主は、本契約の締結及び本契約上の義務の履行により買主の債権者を害する意図を有しておらず、その他不当若しくは不法な意図を有していない。

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。